

第4 消防用設備等の設置単位

1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位

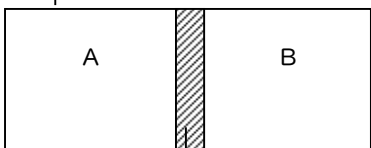
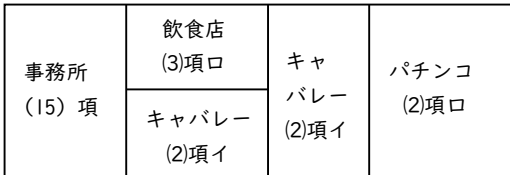
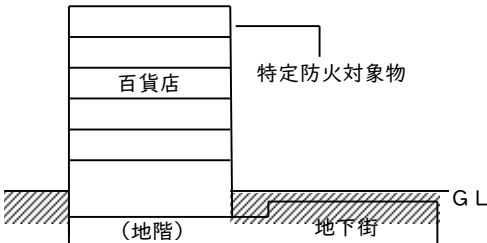
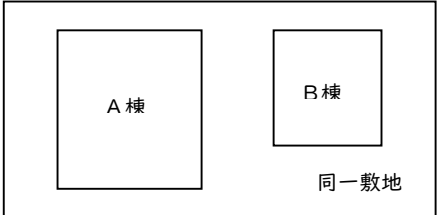
消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

〔参考〕

政令第8条	耐火構造の床又は壁で区画されている場合の取扱い	第3－1図参照
政令第9条	複合用途防火対象物への適用範囲の取扱い	第3－2図参照
政令第9条の2	特定防火対象物の地階と地下街が一体となる場合の取扱い	第3－3図参照
政令第19条第2項	屋外消火栓の基準を適用する場合の取扱い	第3－4図参照
政令第27条第2項	消防用水の設置基準を適用する場合の取扱い	

※ 棟とは、原則として独立した一の建築物又は建築物相互が接続されて一となったものをいう。

※ 危険物施設の消火設備及び警報設備について、消防用設備等の機能に影響を及ぼさない措置が取られた場合、当該消防用設備等と共用できるものとする。

第3－1図	建物（平面図）  開口部のない耐火構造	開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている場合は、別の防火対象物とみなす。 すなわち、A部分とB部分ごとにそれぞれ消防用設備等の設置の要否を判定する。
第3－2図		種々の用途が1つの建物に入っている複合用途防火対象物（雑居ビル）は、原則として、各用途部分ごとに適用する。 ただし、一部の設備は、用途に関係なく全体の規模で適用する。
第3－3図	 特定防火対象物 百貨店 （地階） 地下街 GL	特定防火対象物の地階で、地下街と一体となすものは、消防長又は消防署長の指定により、一部の設備は地下街の部分とみなされる。 ※判定基準 ⇒ 昭和50年3月11日付け消防安第32号
第3－4図	 A 棟 B 棟 同一敷地	同一敷地内に2棟以上の建築物があっても棟単位で消防用設備等の設置の要否を判定する。 すなわち、A棟はA棟だけで B棟はB棟だけで 判定する。 ただし、屋外消火栓設備及び消防用水については棟間の距離によって1棟とみなす場合がある。

2 渡り廊下等による消防用設備等の設置単位

建築物と建築物が渡り廊下、地下連絡路又は洞道（以下「渡り廊下等」という。）により接続されている場合は、原則として1棟であるが、「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付け消防安第26号）のとおり、次に示す(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、消防用設備等の設置にあたっては、別棟として取り扱うことができる。（渡り廊下により接続されている場合は、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水を除く。）

(1) 渡り廊下

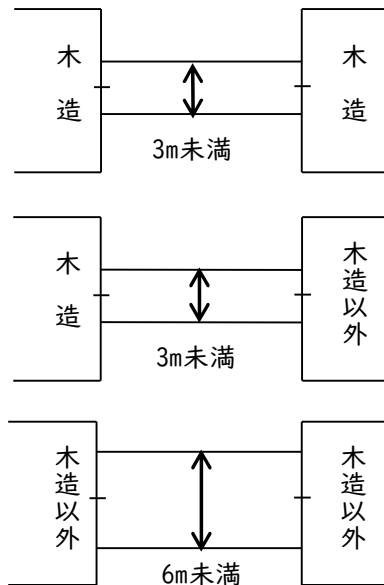
建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合。

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

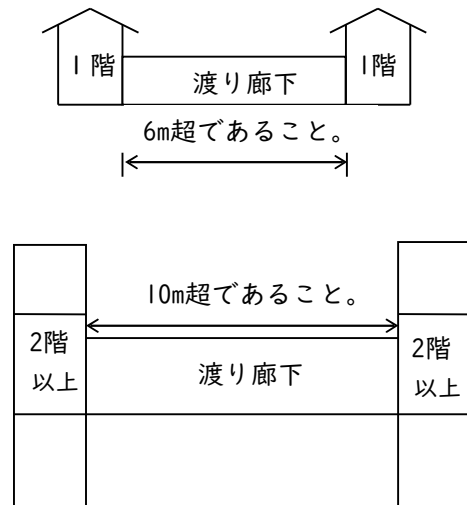
イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。（第3-5図参照）

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。（第3-6図参照）

ただし、次の(イ)から(ウ)までに適合する場合は、この限りでない。



第3-5図

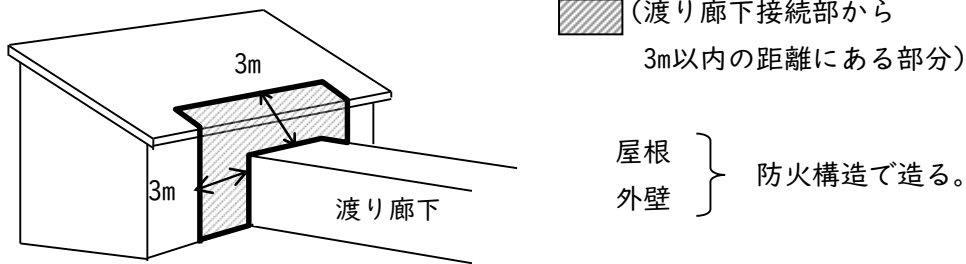


第3-6図

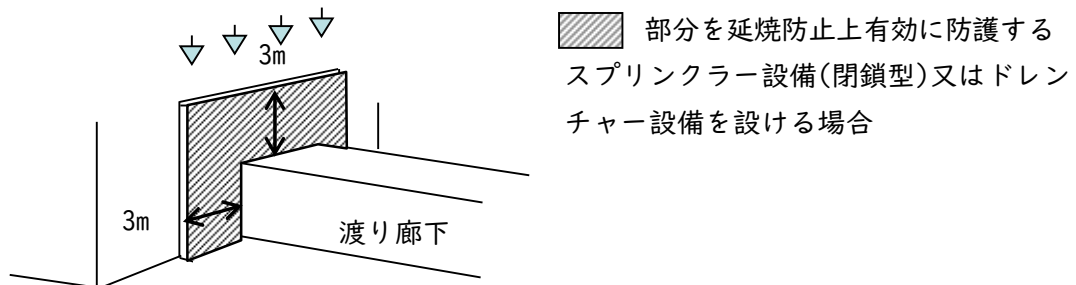
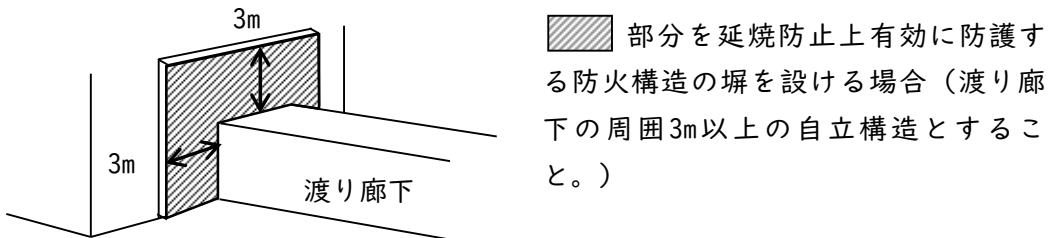
(7) 建築物側の条件

接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の(i)において同じ。）については、次のA又はBによること。

A 防火構造で造られていること。

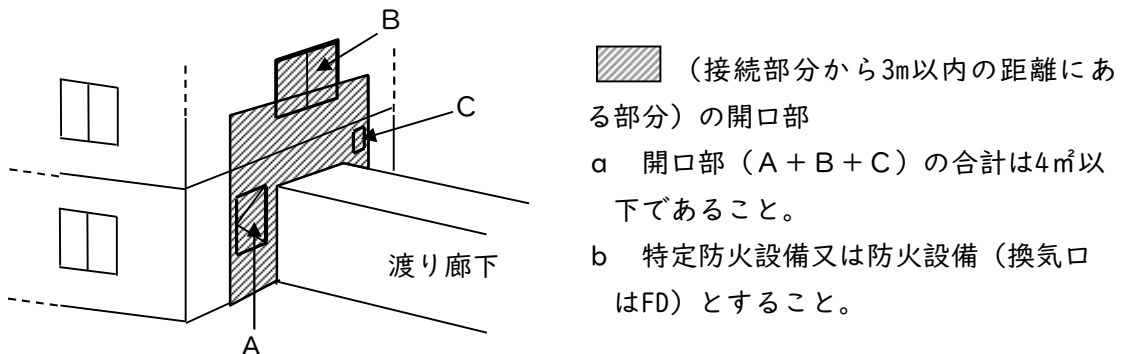


B A以外のものについては、防火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。



(i) 開口部の条件

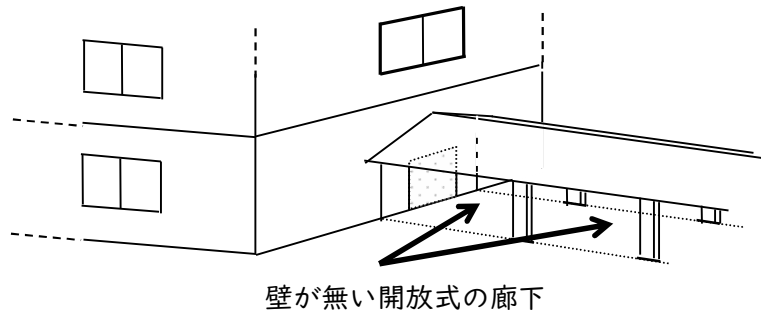
前(7)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で特定防火設備又は防火設備が設けられている場合（換気口は防火ダンパーが設けられている場合に限る。）にあつては、この限りでない。



(7) 渡り廊下の条件

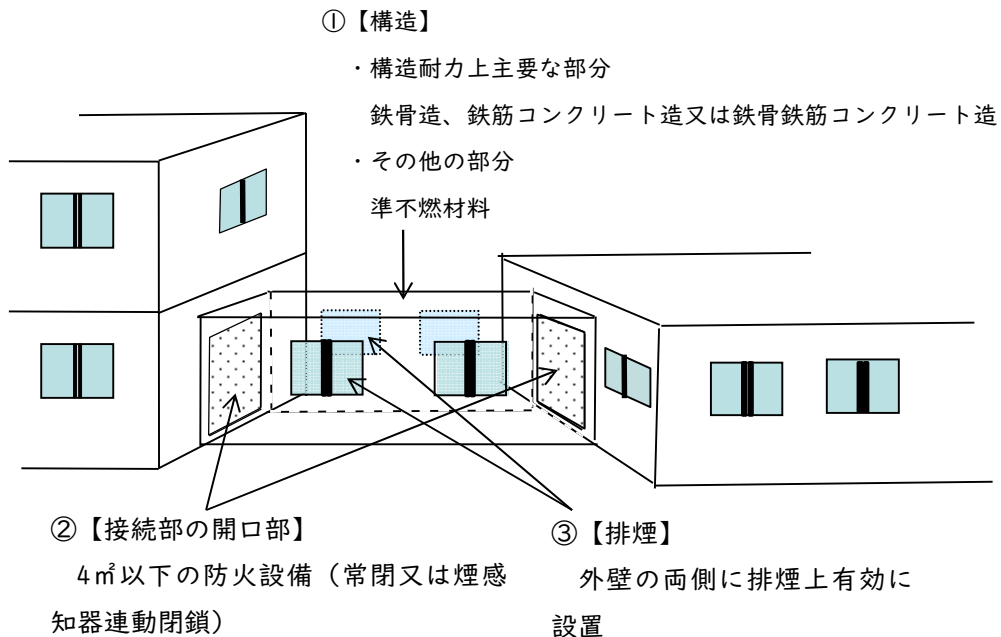
渡り廊下については、次のa又はbによること。

a 吹き抜け等の開放式であること。



※ 開放式の渡り廊下は、次のいずれかに適合するものであること。

- (a) 建築物相互の距離が1m以上であり、かつ、廊下の両側の上部が天井高の2分の1又は1m以上、廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
 - (b) 建築物相互の距離が1m以上であり、かつ、廊下の片側の上部が天井高の2分の1又は1m以上、廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造のたれ壁を設けたもの
- b 吹き抜け等の開放式以外のものについては、次の①から③までに適合すること。



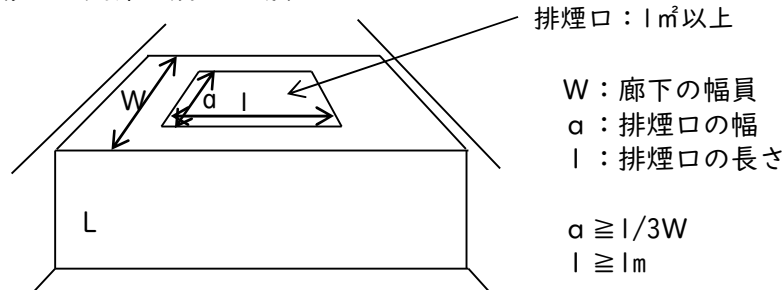
- ① 建基政令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
 - ② 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積はいずれも4㎡以下であり、当該部分には防火設備で随時開くことの出来る自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。
- なお、防火設備にシャッターを用いる場合は、建基政令第112条第14項及び昭和

48年建設省告示第2563号、同2564号に規定する危害防止装置付きシャッターとし、さらに当該シャッター以外による渡り廊下内からの避難経路を確保すること。

- ③ 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

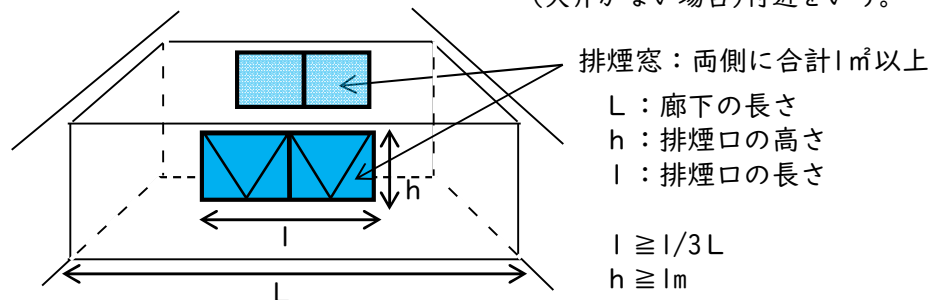
I 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1m^2 以上あり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ 1m 以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ 1m 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

・屋根又は天井に設ける場合



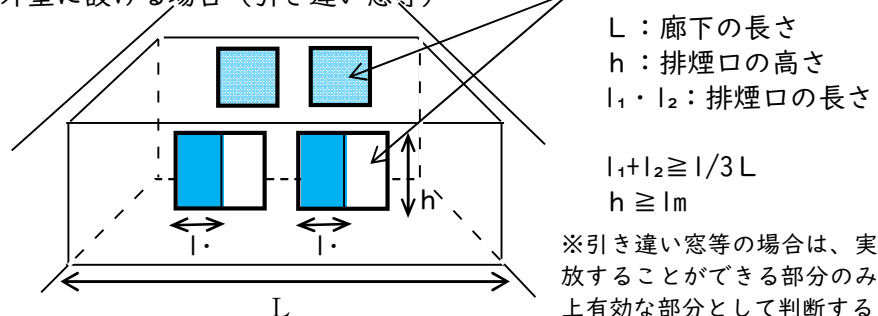
・外壁に設ける場合（排煙窓）

※外壁に設ける場合の「排煙上有効な位置」とは、天井又は屋根（天井がない場合）付近をいう。



・外壁に設ける場合（引き違い窓等）

排煙窓：両側に合計 1m^2 以上



※引き違い窓等の場合は、実際に開放することができる部分のみを排煙上有効な部分として判断すること。

II 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

(2) 地下連絡路

建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合

ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分进行いう。）の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあるものであること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

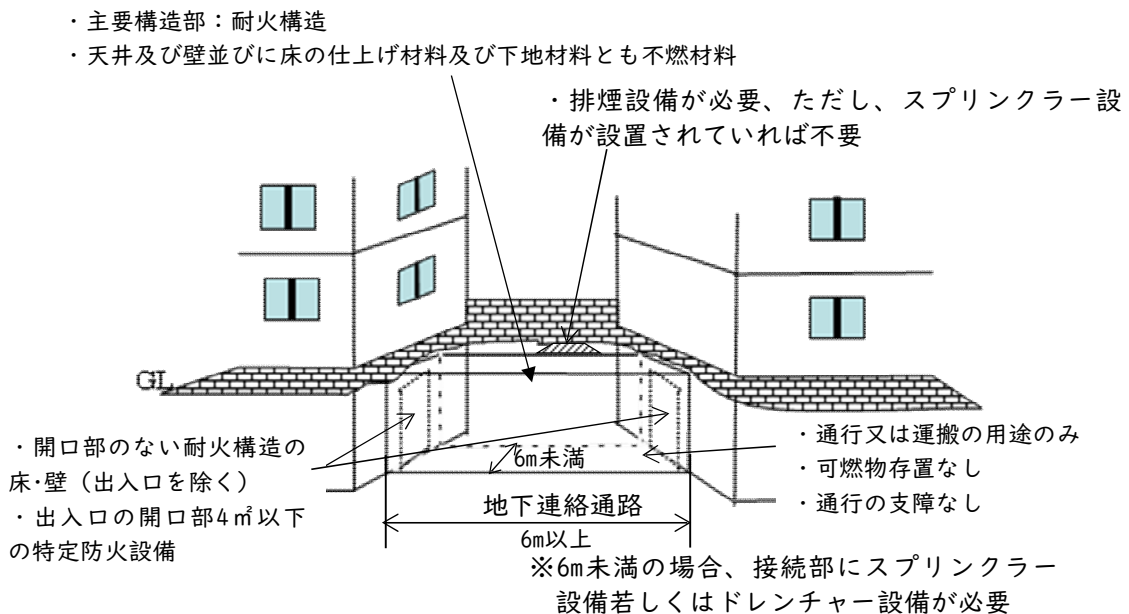
エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔进行いう。）は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ 前オの出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。

キ オの出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、(1). ウ. (㊦). b. ③. IIにより排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。



(3) 洞道

※ 洞道とは、換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。

建築物と建築物が洞道で接続された場合で、次のアからオまでに適合する場合

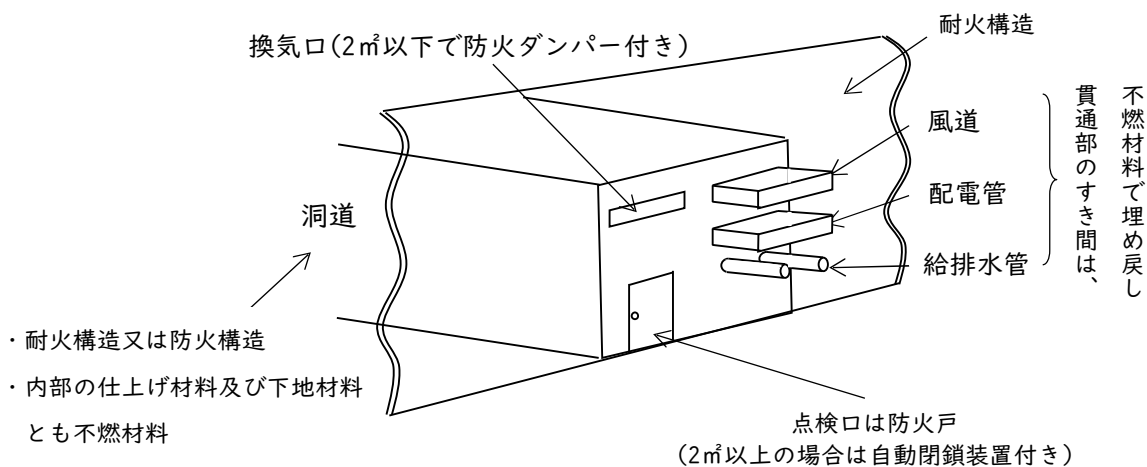
ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので 2m^2 以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 洞道は、耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが 20m を超える場合にあっては、この限りでない。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が 2m^2 以上のものにあっては自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

オ アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。

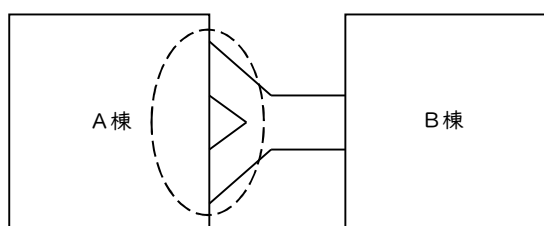


参考事例

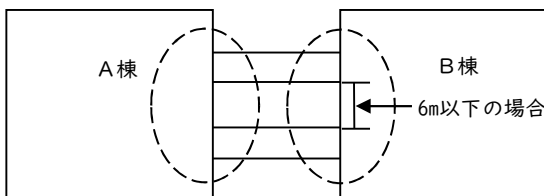
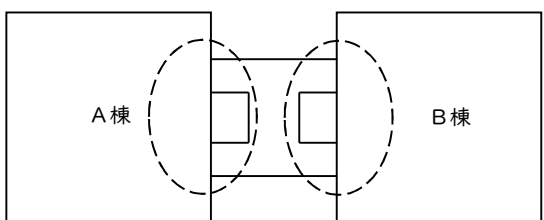
<事例Ⅰ> 渡り廊下による接続の取扱い

接続方法

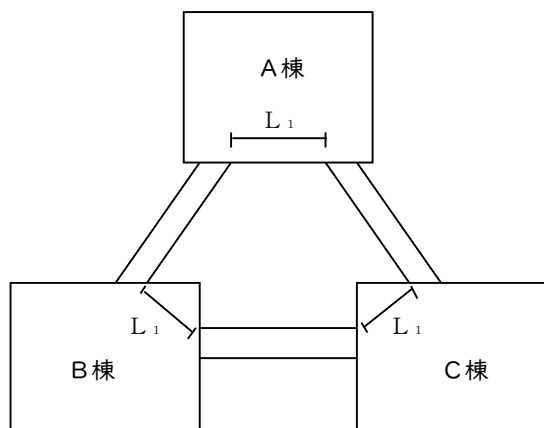
本基準は2以上の防火対象物を1の渡り廊下で接続するものを想定したものであり、防火対象物における1の渡り廊下の接続箇所は各階において1箇所が原則であるが、2以上ある場合は、当該接続部分を合算したものを1の接続箇所とみなす。



○ 接続部分を合算して1の接続部とみなす部分



※ 同一階で2の防火対象物を2以上の渡り廊下で接続する場合、渡り廊下の外壁間の距離が6m以下の場合には1の渡り廊下とみなし上記の例により取り扱う。



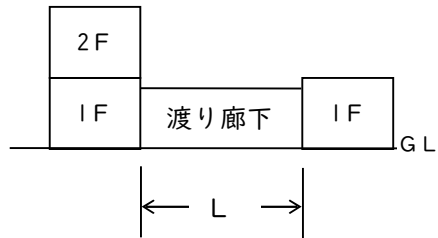
A、B、C棟はそれぞれ1の渡り廊下で接続していることから、それぞれの渡り廊下が基準に適合するかどうかを判断するものとする。

ただし、 L_1 については3m以上とする。

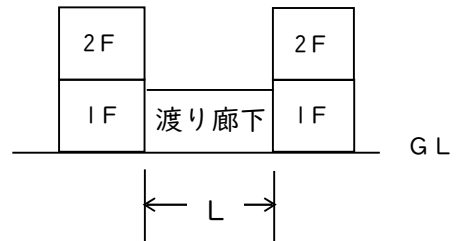
<事例2> 渡り廊下で接続する場合の建物相互間の距離

いずれの場合にあっても外壁間の距離は1階にあつては L_1 、2階にあつては L_2 とする。

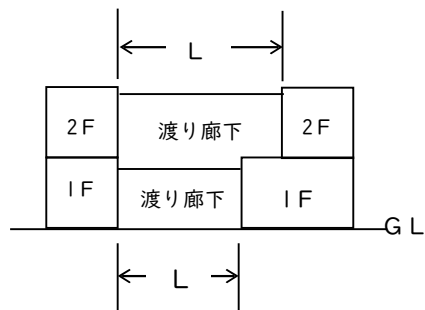
ア



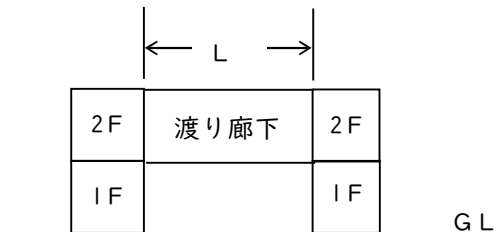
イ



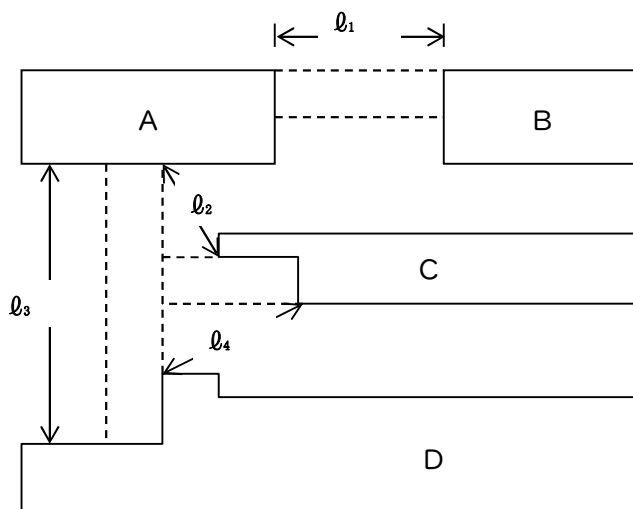
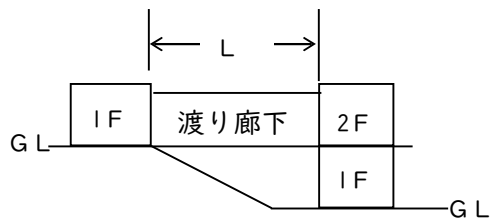
ウ



エ



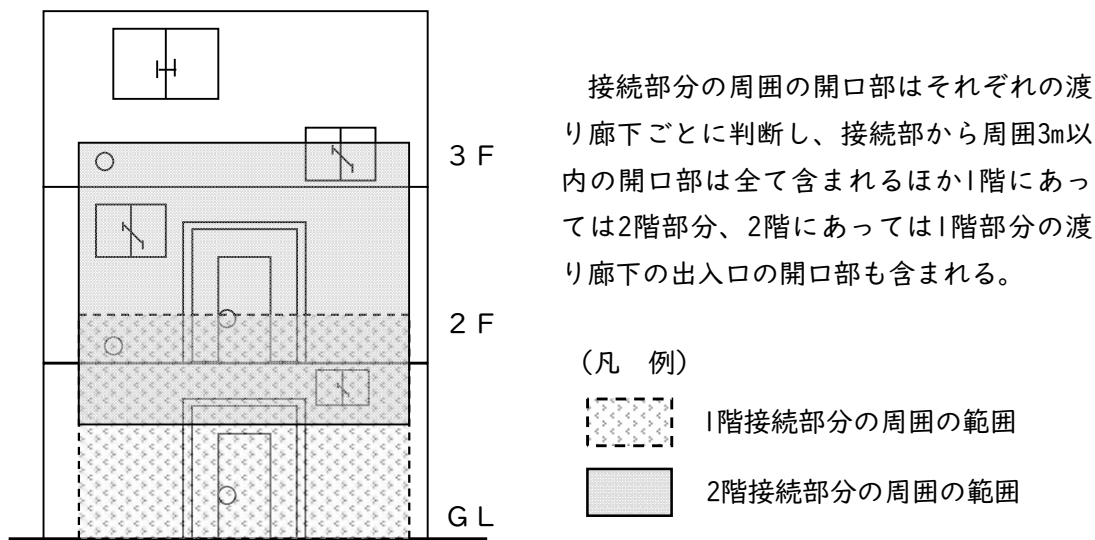
オ



- カ A棟とB棟の間にあつては l_1
- キ A棟とC棟の間にあつては l_2
- ク A棟とD棟の間にあつては l_3
- ケ C棟とD棟の間にあつては l_4

<事例3> 渡り廊下による接続の取扱い

渡り廊下の接続部分の周囲3m以内の開口部



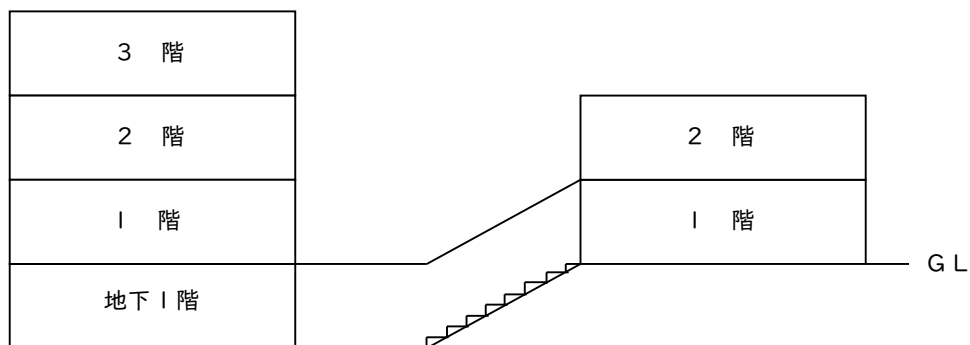
<事例4> 地下連絡路の定義について

昭和50年12月6日 消防安第187号
山形県生活環境部長あて 消防庁安全救急課長

問 昭和50年3月5日付消防安第26号通達「消防用設備等の設置単位について」の運用にあたり、下記の疑義が生じましたのでご教示願います。

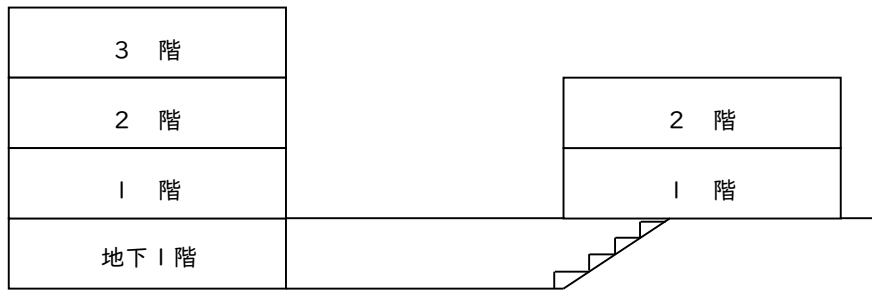
- 1 地下連絡路とは、建築物と建築物が地下通路により接続されるものに限られると解してよいのか。
- 2 別図1、2、3の場合も地下連絡路と判断してよろしいか。

別図1



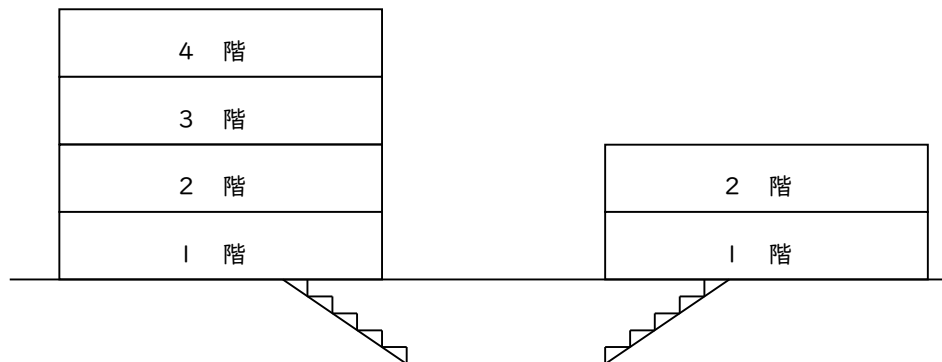
地下1階と1階を接続する場合（連絡路の天井が途中から地上に露出する。）

別図 2



地下1階と1階部分を地下で接続する場合

別図 3



建築物と建築物を地下連絡路で接続する場合

- 答 1 お見込のとおり。
2 お見込のとおり。

なお、別図1の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該連絡路の排煙設備は、昭和50年3月5日付消防安第26号「消防用設備等の設置単位について」消防庁安全救急課長通達第2.1.(3).ウ.C.aの自然排煙とすることができる。

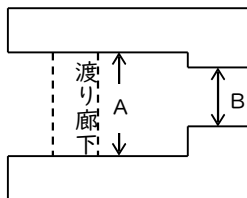
<事例5> 渡り廊下等で接続する場合の距離の測定方法について

〔昭和53年2月21日 消防予第32号

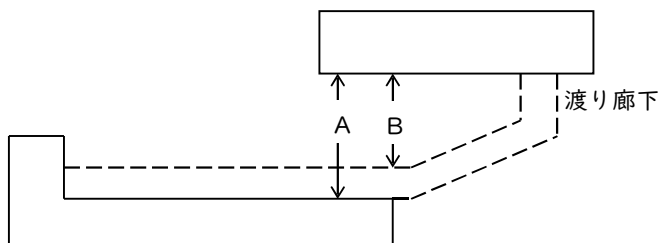
各都道府県消防主管部長あて 消防庁予防救急課長

問 消防用設備等の設置単位について（昭和50年3月5日付消防安第26号）第2.1.(3)に示す建築物相互間の距離の測定を下図のようにAの部分として取り扱ってよいか。

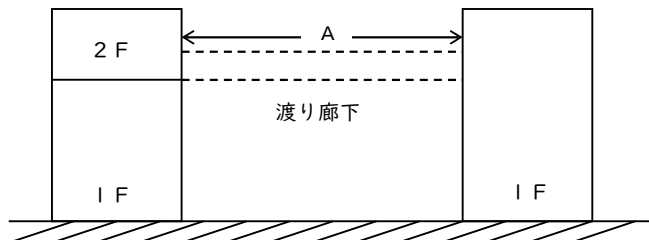
(1)



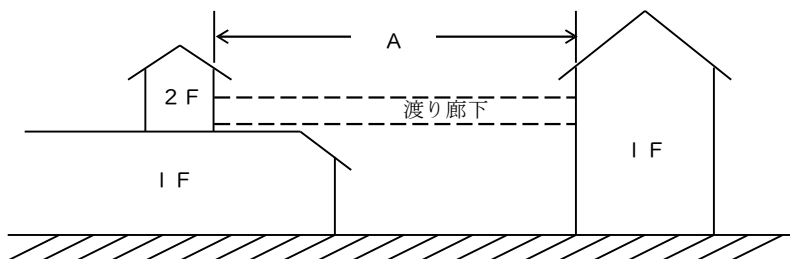
(2)



(3)



(4)



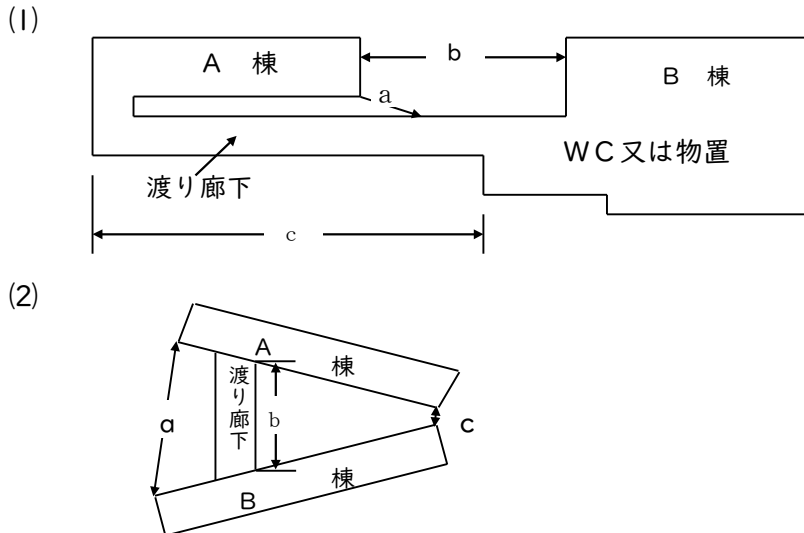
答 設問の場合はいずれもお見込みのとおり。

<事例6> 消防用設備等の設置単位及び無窓階の取扱いについて

〔 昭和53年9月9日 消防予第174号
山形県生活福祉部長あて 消防庁予防救急課長回答

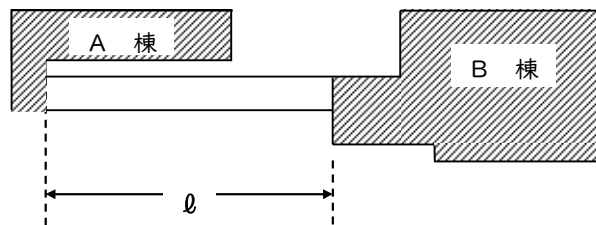
問 消防用設備等の設置単位について

下図の場合 a、b、c、いずれの距離で判断するか。



答 「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日消防安第26号消防庁安全救急課長通達）第2.1.(3)の距離は

(1) 次図のℓによる。



(2) bである。

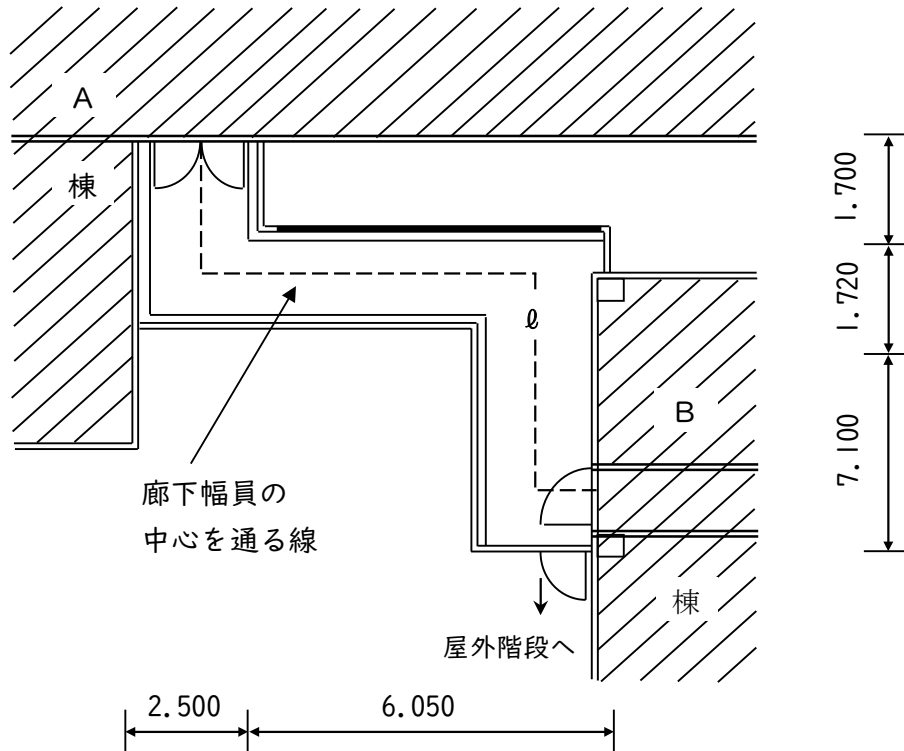
<事例7> 外壁に設ける自然排煙用開口部の長さについて

〔 昭和55年11月12日 消防予第243号
兵庫県生活文化部長あて 消防庁予防救急課長回答

問 相生市消防長から下記のとおり照会がありましたので御教示くださるようお願いします。

記

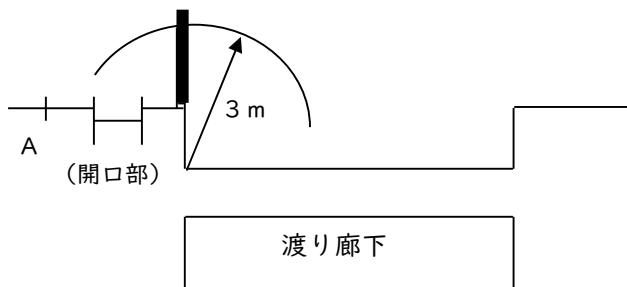
外壁に設ける自然排煙用開口部の長さについては、「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付消防安第26号）により判断しておりますが、別添のような曲折した渡り廊下において、渡り廊下の長さとはどの部分で判定するのか。



答 上図の①によらねたい。

<事例8>

「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付消防安第26号）の第2.1.(3).イで渡り廊下の接続部分から3メートル以内の部分には、開口部を有しないこととされているが、下図のように防火造の壁を設けた場合、外壁面に設けられたAの開口部はこれに含めないこととしてよい。



参 考

「渡り廊下で接続する場合」の建築基準法令運用上の取扱い

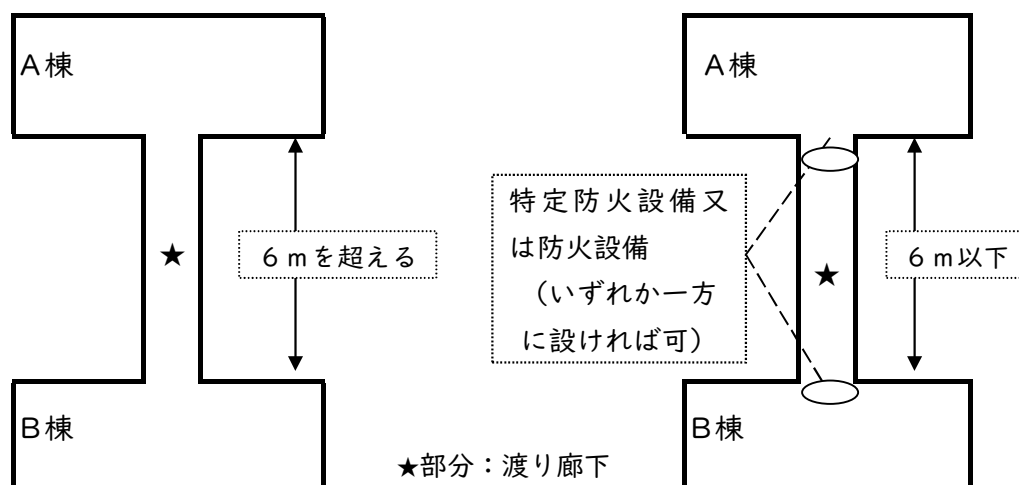
2棟の建築物を渡り廊下で接続する場合の取扱い

用途上不可分の関係にある2棟の建築物又は別敷地内にある2棟の建築物を渡り廊下で接続する場合は、特定行政庁で申し合わせた「建築基準法令運用基準」（下記参照）による。また、消防用設備等の設置単位について別棟とみなすことができる渡り廊下の基準（昭和50年3月5日付消防安第26号）が消防庁より示されているので、設計上の参考とすること。

記

1 建築基準法令運用基準

下図のように渡り廊下をはさんで別棟扱いとした場合、隣棟間隔6m以下で、かつ、法第27条、第61条又は第62条（※第62条の内容は現在削除）で耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要求される場合には、渡り廊下との境の部分に特定防火設備又は防火設備を1箇所設けること。また、原則としてそれぞれの棟ごとに令第5章（避難施設等）の規定を適用する。



2 渡り廊下等による消防用設備等の設置単位 省略

3 前2に該当する渡り廊下等の床面積等の取扱い

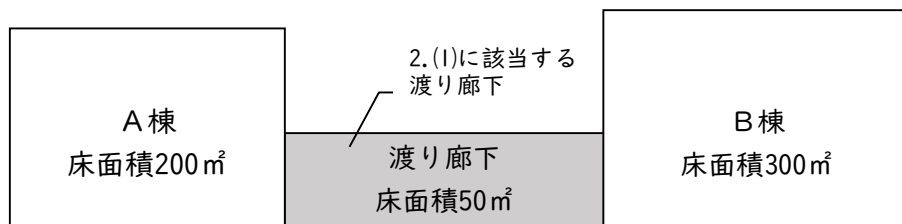
建築物と建築物が前2に該当する渡り廊下等により接続された場合、当該渡り廊下等の床面積及び消防用設備等の設置に係る建築物の主要構造部については、次のとおり取り扱う。

なお、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水については、「4 屋外消火栓設備等の設置単位に関する運用」(3)によること。

(1) 渡り廊下等の床面積の取扱い

原則として、渡り廊下等と接続している建築物と建築物の各床面積の割合に応じて按分するものとする。（第3-7図参照）

<按分の例>



渡り廊下の床面積50㎡を、A棟・B棟の床面積の割合に応じて按分する。

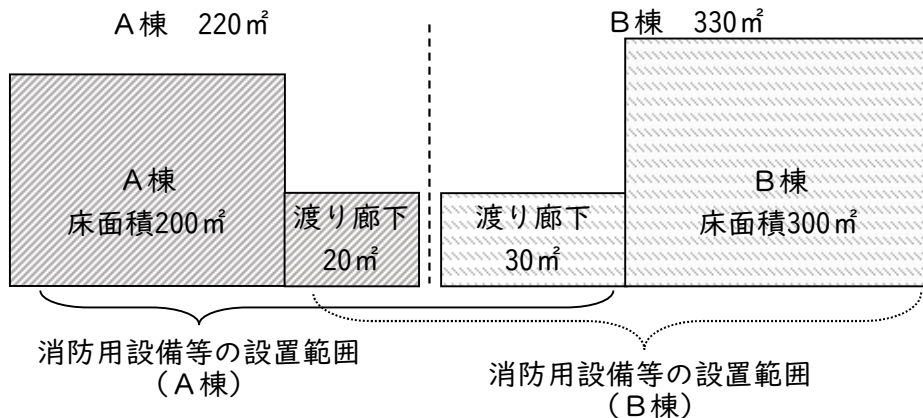
$$\text{A棟の床面積の割合} = 200 \text{ m}^2 \div (\text{A棟} 200 \text{ m}^2 + \text{B棟} 300 \text{ m}^2) = 40\%$$

$$\text{B棟の床面積の割合} = 300 \text{ m}^2 \div (\text{A棟} 200 \text{ m}^2 + \text{B棟} 300 \text{ m}^2) = 60\%$$

→ 渡り廊下の床面積50㎡を、A棟に20㎡(40%)、B棟に30㎡(60%)振り分ける。

これにより、下図のとおりA棟は $200 \text{ m}^2 + 20 \text{ m}^2 = 220 \text{ m}^2$ 、B棟は $300 \text{ m}^2 + 30 \text{ m}^2 = 330 \text{ m}^2$ として、消防用設備等の設置が必要となる。

なお、渡り廊下の消防用設備等については、A・B棟それぞれに必要な消防用設備等を設置するものとする。（同一の消防用設備等を重複設置する必要はない。）



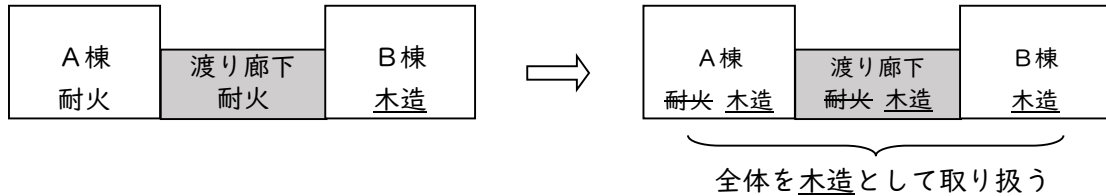
第3-7図

(2) 消防用設備等の設置に係る主要構造部の取扱い

主要構造部が耐火構造又は準耐火構造である建築物に、準耐火構造又は木造扱い（耐火構造及び準耐火構造以外のものをいう。以下同じ。）である渡り廊下等を接続した場合、消防用設備等の設置に係る当該建築物の主要構造部は準耐火構造又は木造扱いとして取り扱う。（第3－8図参照）

< 基本的な例 >

※注 耐火＝耐火構造、準耐＝準耐火構造、木造＝耐火・準耐火構造以外

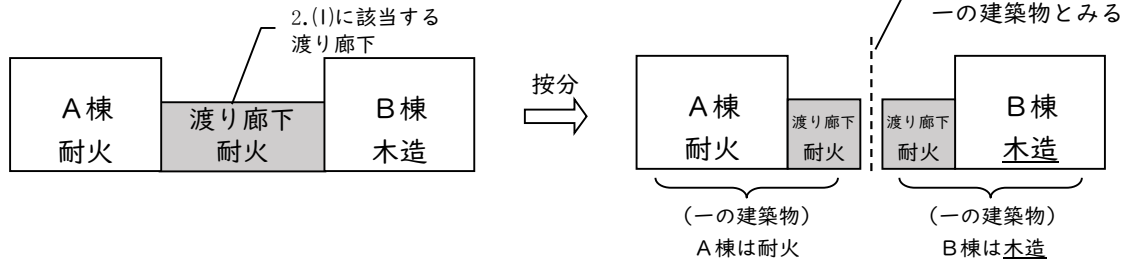


第3－8図

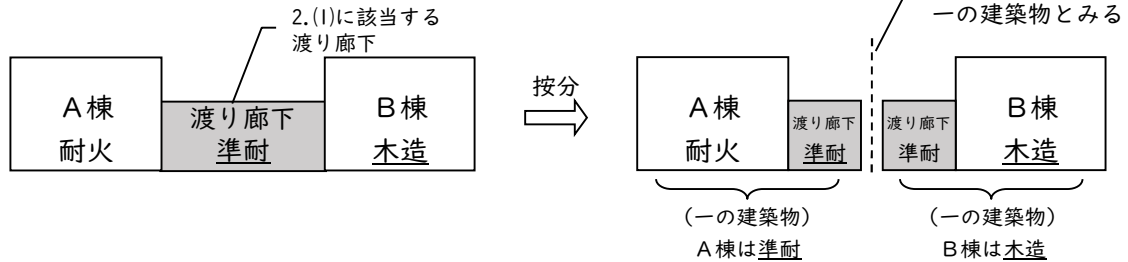
ただし、渡り廊下等が前2.(1)に該当する場合、按分した結果による消防用設備等の設置範囲を一の建築物と捉えて、主要構造部を判断すること。（第3－9図参照）

※注 耐火＝耐火構造、準耐＝準耐火構造、木造＝耐火・準耐火構造

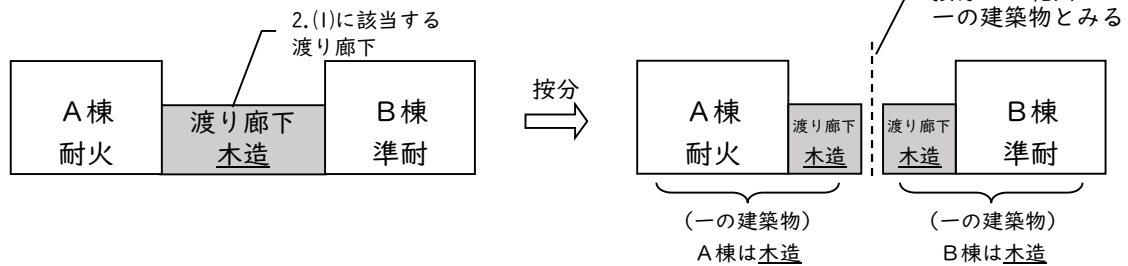
< 耐火→耐火 の例 >



< 耐火→準耐 の例 >



< 耐火・準耐→木造 の例 >



第3－9図

4 屋外消火栓設備等の設置単位に関する運用

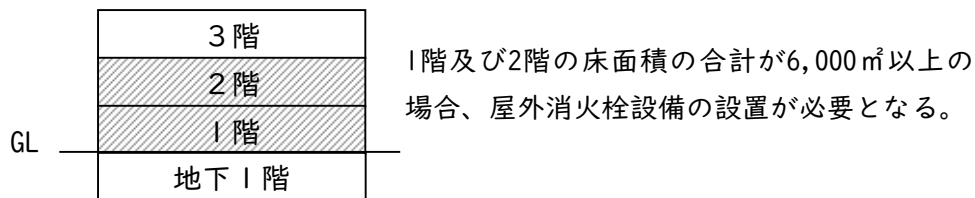
同一敷地内に2棟以上の建築物がある場合、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水（以下「屋外消火栓設備等」という。）の設置単位については、政令第19条第2項、第20条第2項及び第27条第2項の規定により、当該建築物相互間の距離及び建築物の種別等により1棟とみなす場合がある。

(1) 屋外消火栓設備（動力消防ポンプ設備を含む。以下この項において同じ。）

ア 設置基準（政令第19条第1項）

政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物の1階及び2階の床面積の合計が、耐火建築物は9,000㎡以上、準耐火建築物は6,000㎡以上、その他の建築物は3,000㎡以上となるものに設置が必要となる。（第3-10図参照）

< 準耐火建築物の例 >

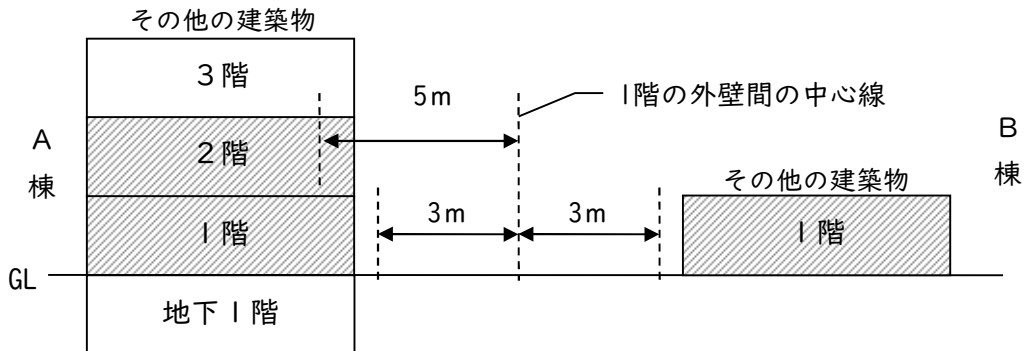


第3-10図

イ 同一敷地内に別棟の建築物がある場合の設置基準（政令第19条第2項及び第20条第2項）

同一敷地内にある2以上の政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物で、当該建築物相互の1階の外壁の中心線からの水平距離が、1階は3m以下、2階は5m以下となる部分がある場合は、当該建築物は一の建築物とみなす。（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）（第3-11～3-13図参照）

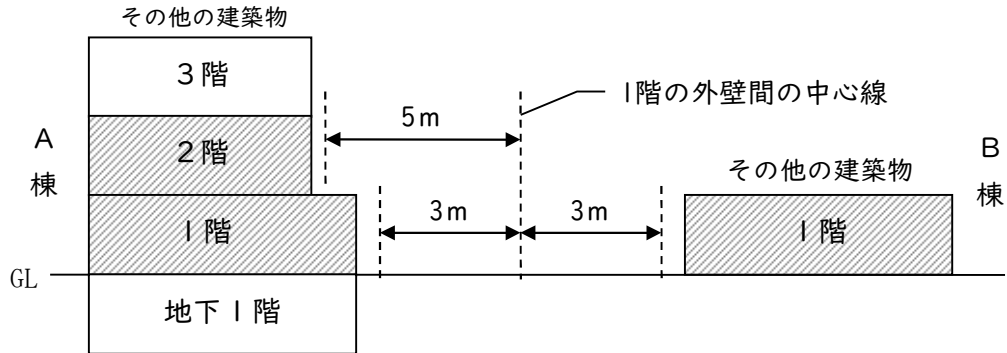
< 1 の建築物とみなす例 >



1階は3mを超えているが、2階が5m以下となっている。→ 一の建築物とみなす
したがって、A・B棟の  部分の床面積の合計が3,000㎡以上となる場合、屋外消火栓設備の設置が必要となる。

第3-11図

<別の建築物と取り扱う例>

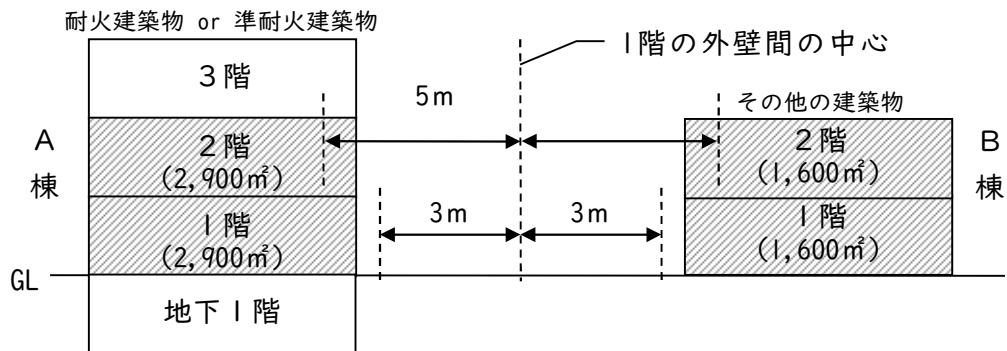


1階は3mを超え、2階は5mを超えている。→ 別の建築物と取り扱う

この場合、各A・B棟それぞれの  部分の床面積が3,000㎡以上となる場合、屋外消火栓設備の設置が必要となる。

第3-12図

<別の建築物と取り扱う例>



1階は3mを超え、2階は5m以下となっているが、A棟が耐火建築物(又は準耐火建築物)であるため政令第19条第2項の規定(外壁間の距離)は適用されない。

→ 別の建築物と取り扱う

したがって、各A・B棟それぞれの  部分の床面積が、A棟は9,000㎡(準耐火建築物の場合は6,000㎡)以上、B棟は3,000㎡以上となる場合、屋外消火栓設備の設置が必要となり、例図の場合はB棟のみ屋外消火栓設備の設置が必要となる。

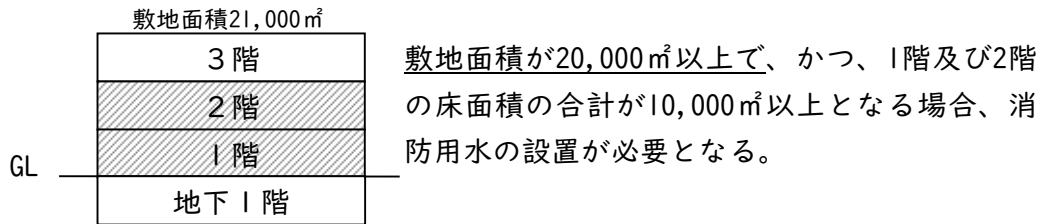
第3-13図

(2) 消防用水

ア 設置基準（政令第27条第1項第1号及び第2号）

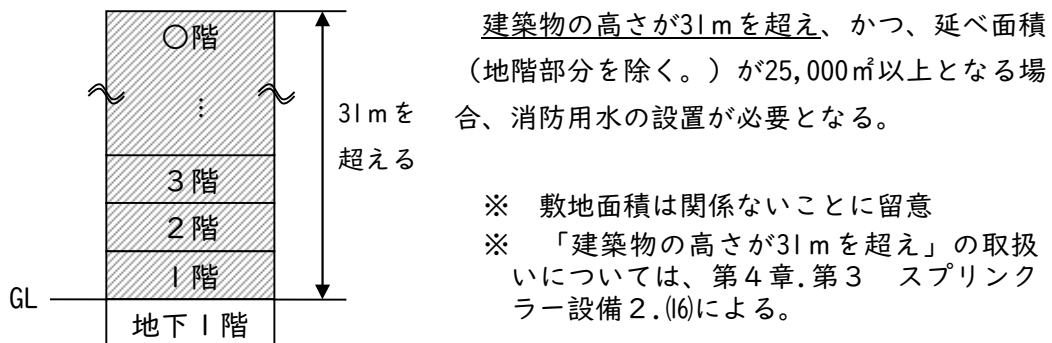
- (7) 政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物で、その敷地面積が20,000㎡以上あり、かつ、1階及び2階の床面積の合計が、耐火建築物は15,000㎡以上、準耐火建築物は10,000㎡以上、その他の建築物は5,000㎡以上となるものに設置が必要となる。（(4)に掲げるものを除く。）（第3-14図参照）

<準耐火建築物の例>



第3-14図

- (4) 政令別表第1に掲げる建築物で、その高さが31mを超え、かつ、延べ面積（地階部分を除く。）が25,000㎡以上となるものに設置が必要となる。（第3-15図参照）

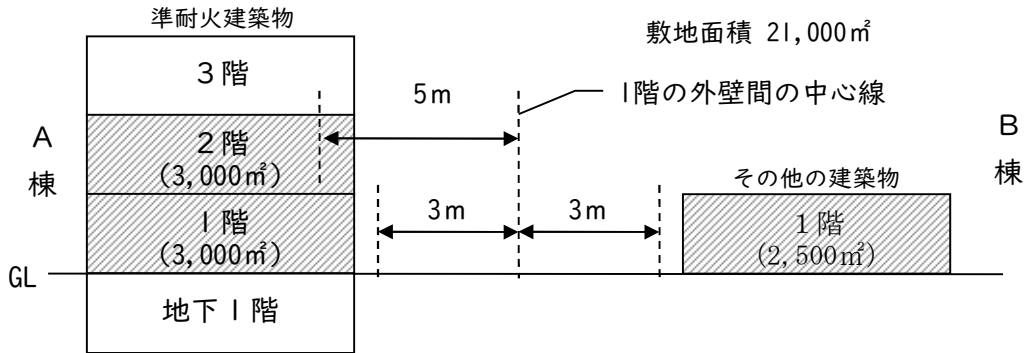


第3-15図

イ 同一敷地内に別棟の建築物がある場合の設置基準（政令第27条第2項）

同一敷地内に政令別表第1(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げる建築物が2以上ある場合において、その敷地面積が20,000㎡以上で、当該建築物相互の1階の外壁の中心線からの水平距離が、1階は3m以下、2階は5m以下となる部分があり、かつ、これらの建築物の1階及び2階の床面積の合計を、耐火建築物は15,000㎡、準耐火建築物は10,000㎡、その他の建築物は5,000㎡で除した商の和が1以上となる場合は、当該建築物は一の建築物とみなす。（第3-16～3-18図参照）

<一の建築物とみなす例>



1階は3mを超えているが、2階が5m以下となっている。

かつ、

A 棟（準耐火建築物）の1階及び2階の床面積の合計 6,000㎡

B 棟（その他の建築物）の1階の床面積 2,500㎡

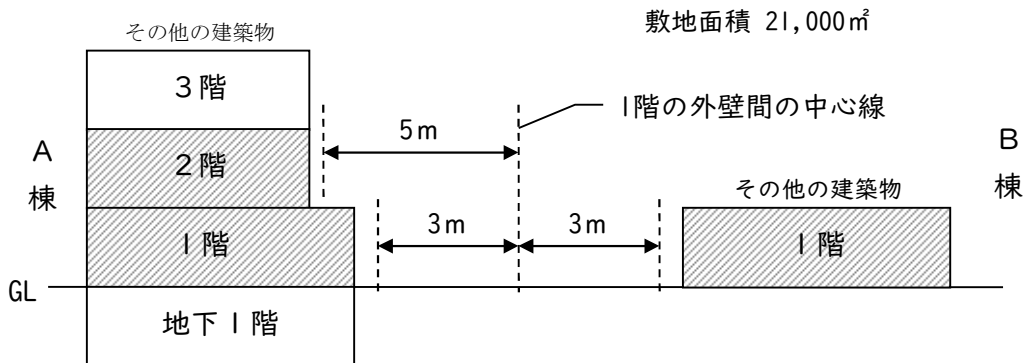
$$A \text{ 棟 } (6,000\text{㎡} \div 10,000\text{㎡}) + B \text{ 棟 } (2,500\text{㎡} \div 5,000\text{㎡}) = 1.1$$

→ 商の和が1以上であることから 一の建築物とみなす

したがって、消防用水の設置が必要となる。

第3-16図

<別の建築物と取り扱う例>

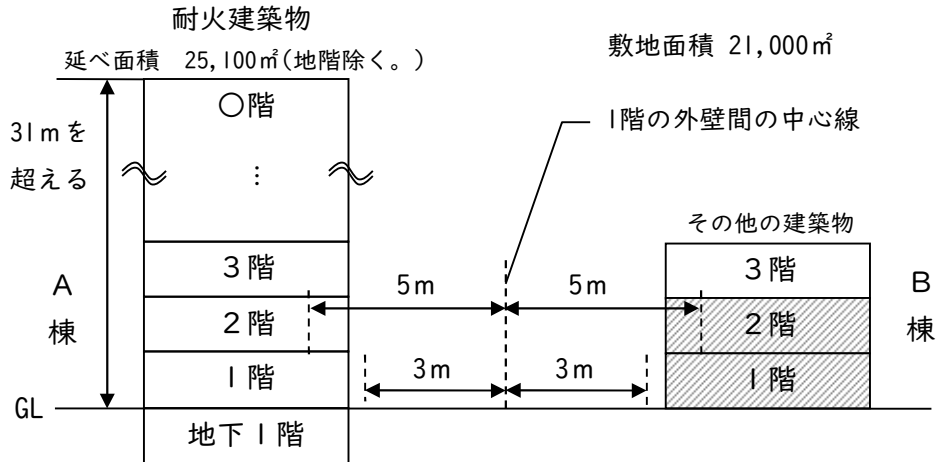


1階は3mを超え、2階は5mを超えている。→ 別の建築物と取り扱う

この場合、各 A・B 棟それぞれ  部分の床面積が、耐火建築物は15,000㎡以上、準耐火建築物は10,000㎡以上、その他の建築物は5,000㎡以上となる場合、消防用水の設置が必要となる。

第3-17図

<別の建築物と取り扱う例>



1階は3mを超え、2階は5m以下となっているが、A棟が高さ31mを超え、かつ、25,000㎡以上（前ア.(1)に該当し、消防用水の設置が必要）であるため、政令第27条第2項の規定（外壁間の距離）は適用されない。→ 別の建築物

したがって、例図の場合のB棟は、1階及び2階の床面積の合計が5,000㎡以上となる場合のみ、消防用水の設置が必要となる。

第3-18図

(3) 建築物と建築物が渡り廊下で接続された場合の取扱いの特例

建築物と建築物が渡り廊下で接続された場合、屋外消火栓設備等の設置単位については、原則として1棟であるが、次の条件をすべて満足した場合、政令第32条の規定を適用し別の建築物として取り扱う。（第3-19～3-21図参照）

この場合、当該渡り廊下の床面積の取扱いは前3によること。

なお、2に該当する「地下連絡路」及び「洞道」により接続された場合は、(1).イ及び前(2).イと同様に判断する。（第3-11～3-13図、第3-16～3-18図参照）

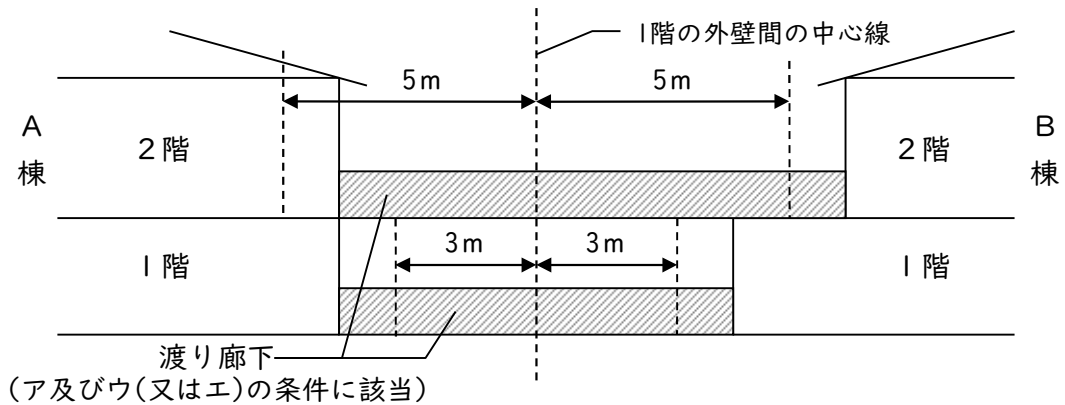
ア 当該渡り廊下が、「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付け消防令第26号）に適合（2.(1)に該当）し、別棟として取り扱われるものであること。

イ 建築物相互間の距離が、1階の外壁間の中心線から水平に、1階にあつては3mを超え、2階以上にあつては5mを超えること。

ウ 当該渡り廊下が、不燃材料で造られていること。

エ 前ウ以外の構造の場合は、接続部分の開口部を自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸で区画し、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては屋根）の室内に面する部分を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で仕上げること。

<一の建築物となる例>

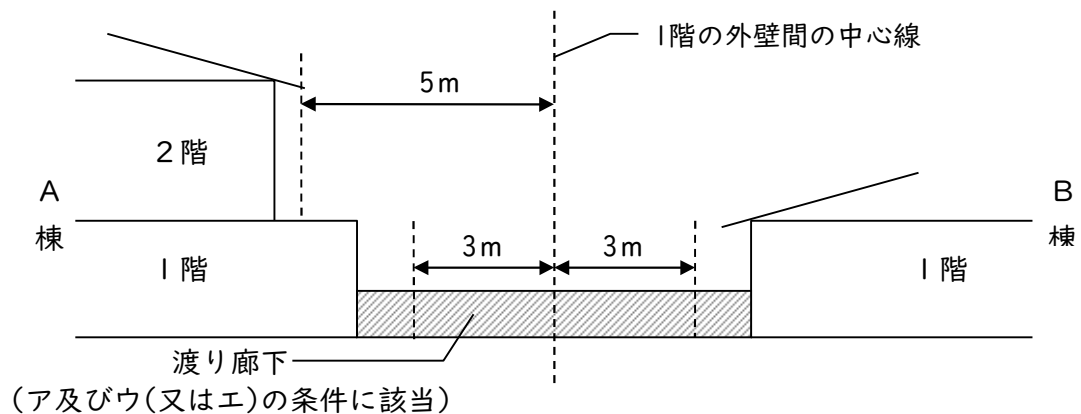


1階は3mを超えているが、2階が5mの範囲内に入っている。

イの条件を満たしていない。 → 一の建築物となる

第3-19図

<別の建築物と取り扱う例>



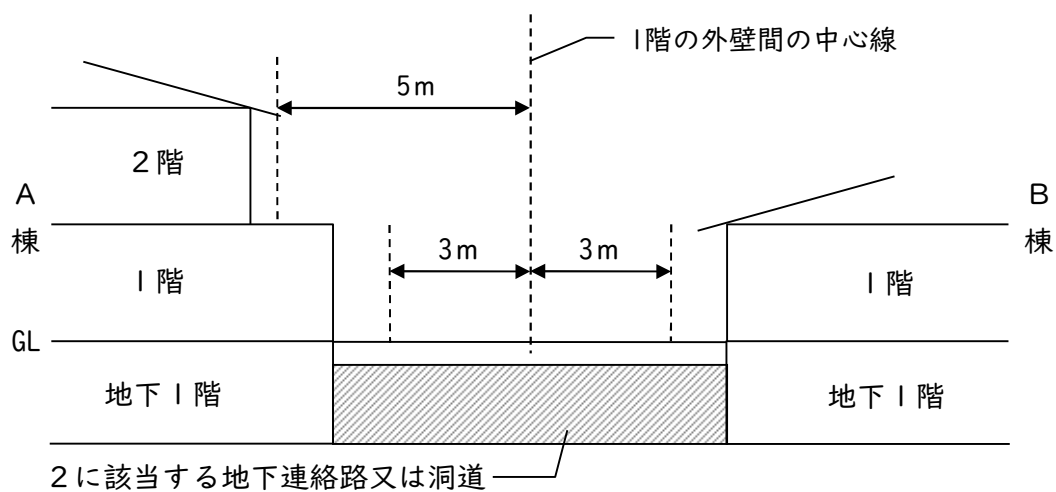
1階は3mを超え、2階は5mを超えている。

イの条件も満たしている。 → 別の建築物と取り扱う

※ 渡り廊下の床面積は、前3のとおりA・B棟の各床面積の割合に応じて按分する。

第3-20図

＜別の建築物と取り扱う例＞



※ 2に該当する地下連絡路又は洞道で接続されている場合、屋外消火栓設備等の設置単位は、(1).イ(政令第19条第2項)及び前(2).イ(政令第27条第2項)のとおり、当該建築物相互間の距離により判断する。

例図の場合、1階は3mを超え、2階は5mを超えているため、政令第19条第2項及び同第27条第2項は適用されない。 → 別の建築物と取り扱う

第3-21図